

【報告事項③】長野県循環器病対策推進計画の策定について

健康増進課
保健・疾病対策課

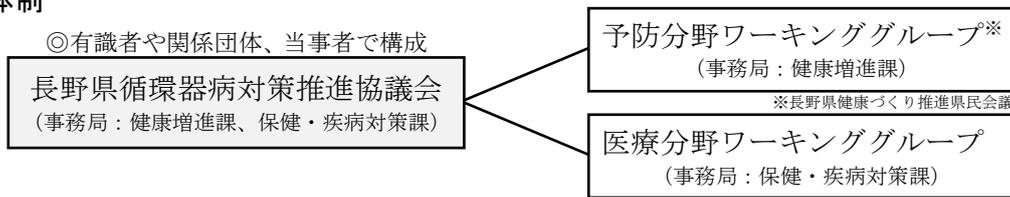
1 概要

循環器病対策基本法*の規定により、令和2年10月に策定された国の「循環器病対策推進基本計画」を基本とする「都道府県循環器病対策推進計画」の策定が都道府県に義務付けられている。本県では、令和3年度中の策定を目標とし、協議会の開催等検討を始めている。

なお、都道府県計画は、医療計画や、健康増進計画、介護保険事業支援計画等の関係する諸計画との調和が保たれたものでなければならないとされている。

※健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）

2 検討体制



3 計画策定スケジュール（見込）

R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3	
第1回協議会 (7/20)		第1回医療WG (8/31)		第1回予防WG 第2回医療WG	第2回協議会	パブリックコメント実施		第3回協議会	計画策定

4 計画期間、信州保健医療総合計画への統合

◇ 第1次計画：2022年度から2023年度（2年間）

◇ 第2次計画：2024年度から2029年度（6年間）⇒ 第3期信州保健医療総合計画へ統合

計画	年度	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度～ (R7～)
信州保健医療総合計画 <保健医療計画>		第2期計画(2018～2023年) <第7次計画>			第3期計画(2024～2029年) <第8次計画>	
循環器病対策推進計画		計画策定	第1次計画(2022～2023年) 見直し・医療計画への統合へ		統合 第2次計画(2024～2029年)	

5 国の循環器病対策推進基本計画 概要

【全体目標】

2040年までに3年以上の健康寿命の延伸、年齢調整死亡率の減少

【個別施策】

- 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
 - 国民への知識(予防や発症早期の対応)の普及啓発
- 保健、医療及び福祉に係るサービス提供体制の充実
 - 健診の普及や取組の推進 □リハビリテーション等の取組
 - 救急搬送体制の整備、救急医療の確保をはじめとした医療提供体制の構築
 - 社会連携に基づく対策・患者支援(後遺症、就労・就学等)
 - 小児期から配慮が必要な循環器病への対策 □循環器病の緩和ケア
- 循環器病の研究推進 等